

人間の尊厳とは何か
- 差異化と水平化の二重機能 -

広島大学大学院文学研究科
松井 富美男

1. はじめに

生命医療は日進月歩である。ヒトゲノム解析計画はつい先ごろ終了し、ヒトゲノム研究は新たな段階にさしかかった。またクローン羊ドリーの誕生やヒトES細胞の発見以来、クローン人間やオーダーメイド医療の可能性も取りざたされている。これらのテクノロジーが人類の未来社会に甚大な影響を及ぼすことは疑いえない。われわれは今後これらの先端テクノロジーといかにつき合っていくべきであろうか。こうした問いを受けて「人間の尊厳」の概念がにわかに脚光を浴びている。以下においては、この概念の機能と規定を明らかにする。

2. 人間の尊厳の用法と機能

まず「尊厳」の用法から見ることにしよう。一般的には「人間の尊厳」のほかに「人格の尊厳」「個人の尊厳」「人類の尊厳」「生命の尊厳」といった言い方がなされる。これらは戦後民主主義の普及にともなって徐々に浸透し、現在では広く受けとめられている。このような一般的用法とは異なり、「尊厳」の語がなんらかの戦略でもって意図的に使用される場合もある。例えば「夫婦の尊厳」「性の尊厳」「死体の尊厳」「自然の尊厳」といった用法がそうである。これらは複雑な政治的・社会的事情を如実に反映しており、表現として適切であるかどうかはまだ議論の余地がある。夫婦や性の尊厳は生殖医療に対する警戒感から、死体の尊厳は再生医療に対する警戒感から、そして自然の尊厳は自然破壊に対する警戒感から、それぞれ主張される。しかし夫婦や性あるいは死体や自然が尊厳の対象になりうるかどうかの判断は、人によっても文化によっても大きく異なり一様ではない。その意味で後者は特殊な用法といえる。

ところで、英語の *dignity*、独語の *Würde*、仏語の *dignité* はともにラテン語の *dignitas* を淵源とし「尊厳」と訳される。*dignitas* には「価値」「品位」「崇高」「威厳」「地位」などの意味があるが、この言葉は、古代ギリシアでは「貴族や軍人のような高貴な身分」を表すときに、ストア哲学では「万民平等」を表すときに使用され、さらにキリスト教では人間が「神の似姿 *imago dei*」をもつことに対して使用された。¹⁾ とくにキリスト教では神の権威が「尊厳」の背後に控えていることに注意する必要がある。本当の意味で「尊厳」が人間の概念と結びついて「人間の尊厳」として定着し始めるのは近代以降である。ただし、近代以降は市民権の拡張にともない、もっぱら「個人の尊厳」の意味で使用された。²⁾

では、人間の尊厳は今日ではどのように使用されているであろうか。最近では生命倫理の影響からか、この言葉が各種の委員会や審議会などのレポートやガイドラインに挿入されたりもしている。まさに人間の尊厳「にも」配慮していると言わんばかりに。だがほとんどの場合、人間の尊厳は形式的な容認手続きとして使用されているにすぎない。その一方で、人間の尊厳は議論や討議を打ち切るための論拠としても使用される。ここでは人間の尊厳は相手方の主張を封じ込める絶対論拠としての意味合いをもつ。これと似た用法は「人権」の語にも伺える。人権も相手方にまったく反論の余地を与えない点で人間の尊厳に相通じる。

いずれにしても、人間の尊厳は「とうとうおごそかで、おかしがたいこと」³⁾ という意味を含みつつ、一方では美辞麗句や枕詞としての、他方では反証不能な論拠としての、まったく相反する用法をもつ。その原因はどこにあるのだろうか。「尊厳」に問題がないとすれば、考えられるのは「人間」の概念である。すなわち、人間の尊厳があいまいなのはほかならぬ人間の概念があいまいだからである。人間は、生物学的には血液型が近似、染色体がほ

ぼ同数、大脳の発達、二足歩行と直立姿勢、言語や道具の使用などの諸特性をもち、心理学的には高度な知性や精神的な能力、社会的には役割や期待を担うなどの諸特性をもつ。これらの諸特性は人間の「本性」を形作っており、いずれも人間の尊厳に欠かせない。このことは、裏返して言えば、人間の「本性」を定義することがいかにむずかしいかを示している。そのために人間の「本性」を前提にして人間の尊厳を定義するのはまず不可能である。発想を転換して、人間の尊厳の定義ではなく、その機能面に着目する必要がある。

上述のように、人間は「神の似姿」をもち他の被造物から区別された。ここを手がかりにすれば、人間の尊厳には少なくとも「人間」と「非人間」を分かつ機能があることがわかる。ヒト胚が他の動物胚や植物胚から区別されるのはこの機能のおかげである。ヒト胚はまぎれもなく人間である。ヒト胚は「人間になりうる」という理由だけで他の動物胚や植物胚から決定的に区別される。このように「差異化」の機能は人間の「外部」において発揮される。さらにまた人間の尊厳は人間の「内部」においても機能する。例えば受精卵、胚、胎児、嬰兒、子ども、成人を分け隔てなくすべて同種の人間として扱う場合がそうである。こうした機能は、人間の間で格差や線引きが問題となる人格論を回避できるという利点がある。これが人間の尊厳の「水平化」の機能である。

3. 人間の尊厳と生命の尊厳

ここで二つの事例を比較検討してみよう。

(1) 1987年12月4日深夜、妊娠15週日のコニー・バーカーは交通事故で頭を強打し深昏迷のままバーモント州バーリントン病院に運ばれた。10日後には自発呼吸が停止し「脳死」と判定された。病院スタッフは26週まで心臓を動かし続け、帝王切開で出産までこぎつけることを決意。こうして1988年3月29日に子宮収縮が始まり男児が誕生し、コンリーと名づけられた。⁴⁾

(2) 1992年10月5日、18歳のマリオン・プロッホは帰宅途中で交通事故に遭った。すぐに救急処置が施されたが数日後に脳死状態になった。医師はマリオンの体内で胎児が生きていることを両親に告げ、胎児を生かすために人工呼吸と栄養補給の継続を主張。両親は、一度は認めたものの後に撤回。「エルランゲン・ベビー事件」としてマスコミ界を巻き込んだ大論争に発展。しかし11月16日に胎児が自然流産して論争は収束した。⁵⁾

(1)と(2)は脳死状態の母親の体内で胎児が生きている点で一致する。ただし、双方の対応の仕方は異なる。(1)では胎児の「生きる権利」に基づいて胎児が生かされる方向で考えられている。この場合には「生命の尊厳 sanctity of life」がその根拠になっている。⁶⁾これに対して、(2)は人間の尊厳を侵す事例である。すなわち、マリオンの脳死体の機能を維持することは人間の尊厳に反するという形で問題化されている。しかし脳死体の機能維持に関しては、コニーの場合もまったく同じである。にもかかわらず、なぜマリオンの場合には人間の尊厳に反し、コニーの場合には反しないのか。この違いはどこにあるのだろうか。注意すべきことは、胎児を取り巻く文脈において両者が異なるということである。胎児が生かされるかどうかは他者との関係に依存する。その意味において、胎児は「独立した存在」というよりも、すでに「関係的な存在」というべきであろう。こうした文脈では、胎児の「生きる権利」といっても絶対ではなく、関係項としての母親の意志をいかに理解するかが重要である。ここから人間の尊厳と生命の尊厳の差異は以下のように整理されうる。

人間の尊厳は文脈に依存し「人間」の価値にかかわるのに対して、生命の尊厳は文脈に依存することなく直接に「生命」の価値にかかわる。すなわち、生命の尊厳は「生」の方向にのみかかわり、人間の尊厳は「生」と「死」の両方向にかかわる。また人間の尊厳は生命の尊厳を前提にするけれども生命の尊厳と等価ではない。生命の尊厳は動物にも適用されるのに対して、人間の尊厳は動物には適用されえない。人間の尊厳を動物に適用するのは明らかにカテゴリー錯誤である。上述のように人間の尊厳の「差異化」の機能がそれを不可能にしていると考えられる。そこで次に問われるのは「いつから人間になるのか」ということである。この問いは「いつから人格になるのか」という問いほどやっかいではない。なぜなら人

間の尊厳は、人格の尊厳とは異なり、生物学的概念としての「ヒト」と社会学的概念としての「人間」を区別することなく、また受精卵、胚、胎児、嬰兒、子ども、大人の間にことさら段階差を設けることなく、あらゆる人間的生命を「受精の瞬間」から平等に扱うからである。これは人間の尊厳の「水平化」の機能によっている。この考え方は、操作的な能力論や潜在論をいたずらにもちこむことなく、生物学的にみても、社会学的にみても、論理的な一貫性を有する点で優れている。

4. 歴史的了解概念としての人間の尊厳

近代以降、人間の尊厳は「非固定性」「合理性」「主体性」の三契機を含みながら発展してきた。さらに20世紀に入り、尊厳の概念は1937年に「アイルランド憲法」に、1945年に「国連憲章」に、1948年に「世界人権宣言」に、そして1949年に「ドイツ基本法」にそれぞれ採り入れられた。ドイツ基本法では次のよう謳われている。「人間の尊厳は不可侵（unantastbar）である。それを尊重し護ることはあらゆる国家権力の義務である」と。ここでは人間の尊厳は「不可侵」なものとして、しかも国家権力によって庇護されるべきものとして規定されている。この理念は戦後ドイツの重要な精神的支柱となった。その後ドイツでは、60年代に非配偶者間人工授精（AID）をめぐって、また80年代に体外受精（IVF）をめぐって、人間の尊厳が良きにつけ悪しきにつけ重要な役割を果たしてきた。その結果1990年に「胚保護法」が成立するわけだが、このようなドイツ事情に対して、アメリカでは人間の尊厳よりも生命の尊厳が好んで使用された。70年代に中絶論争が盛んになるや母親の「自己決定権」に対抗して、もっぱら胎児の利益を保護する目的で使用されたのが生命の尊厳である。一方、人間の尊厳は「生命の質」と結びついて「尊厳ある死 death with dignity」という形で展開された。⁷⁾

改めて断るまでもなく、人間の尊厳はきわめてドイツ的な概念である。ドイツ社会は忌まわしいナチス体験をもつが、そうした反省から人間の尊厳が再興された。人間の尊厳はドイツでは歴史的体験性に基づく了解概念として機能している。そうした事情は、日本人が平和の理念を了解しているのに似ている。両者はともにその根拠づけを必要としない点で共通する。むしろ根拠づけ論争を越えたところに人間の尊厳は成り立つといえる。しかし人間の尊厳は積極的な原理でもないので注意を要する。人間の尊厳は「～してはならない」といった具合に制限的・消極的にのみ機能する。どんなに正義に適った行為でも、どんなに義務に適った行為でも、人間の尊厳に反する場合には無効である。また人間は権利をもつから尊厳なのではなく、人間は尊厳であるから権利をもつのである。

そこで重要なことは、人間の尊厳の原理をいかに規定するかである。その場合に「人間は単に手段としてではなく同時に目的として取り扱われなければならない」といったカントの原理が役立つであろう。⁸⁾この原理を借用すれば、人間の尊厳は道具化禁令として表される。モノは同意や契約によって譲渡・所有・破棄可能であるのに対して、人間はこのような法的関係に限定されない独自の道徳的地位をもつ。ただし、人間の尊厳の原理にも限界はつきものである。ここでは結果的な致死や傷害が問題となるのではなく、動機が問題となるだけである。人間の尊厳はしばしば生命功利主義とも対立する。生命功利主義ではよりよい可能な結果が比較考量される。もしAの人間的生命がBの人間的生命よりもより価値が高いのであれば、Aの人間的生命が優先され、時と場合によっては、Bの人間的生命はAの人間的生命の犠牲にもされる。しかし人間の尊厳はこうした比較考量に先立って「してよいこと」と「してはならないこと」とをふるいにかける。人間の尊厳に従うならば、臓器売買は言うに及ばず、ES細胞研究や胎児細胞利用に関しても、胚や胎児をモノとして取り扱う行為はいかなる場合といえども禁止される。これは人間の尊厳の必然的な帰結でもある。

もっとも、人間の尊厳がクローン禁止の論拠になるかどうかはあやしい。とりわけ、他のいかなる手段によっても子どもが得られない夫婦がクローン人間（体細胞クローン胚を用いたもの）を作る場合が問題となる。ES細胞を抽出する目的で体細胞クローン胚を作製して破壊する行為は、人間を完全にモノとして扱うから人間の尊厳を侵す。だが養育目的でクロ

ーン人間を作る場合にはどうであろうか。この行為が道具化禁令を侵すのであれば、人工授精や体外受精による子作りも同罪であろう。また人間が人間を作る行為そのものが人間の尊厳を侵すといっても、せいぜい「子作り」の神業が侵害されるにすぎない。すなわち、ここでは神の尊厳が侵されるのであって人間の尊厳が侵されるわけではない。よって人間の尊厳が道具化禁令を指すかぎり、人間の尊厳がクローン人間を禁止する強力な論拠になりえないのは明らかである。

5. 人間らしさのモデルはどこに？

人間の尊厳を美辞麗句や枕詞としてではなく有効な原理とするためには、この原理にも限界があることを自覚しなければならない。人間の尊厳は何にでも当てはまる万能薬ではない。そう考えるのはいきすぎであり、かえって人間の尊厳を不毛にするだけだ。クローン人間の禁止論拠に仕立てあげる目的で人間の尊厳を引き合いに出すかぎり、人間の尊厳は配偶子売買や臓器売買の禁止論拠にもなりえないであろう。なぜなら配偶子売買や臓器売買は、人間の尊厳に新たに加えられる「性の介在」「一回性」「自然性」などの諸規定を容易にクリアすることができるからである。内包が大きくなればなるほど外延が小さくなるというのは論理学の鉄則である。結局、汎用性に欠ける規定はなんの役にも立たないのである。さらにまた功利主義や実用主義を徹底的に打ちのめす目的で、人間の尊厳が担ぎ出されることもある。その場合には人間の尊厳は、功利主義に対する反定立として功利主義と同次元に配置される。しかし人間の尊厳は功利主義とも両立可能でなければならないし、少なくともその可能性を残しておかなければならない。人間の尊厳はむしろ功利主義の上位に配置されるべきものである。なぜなら人間の尊厳は最高の倫理的制約概念だからである。⁹⁾

では、クローン人間の禁止論拠はどこに求められるべきであろうか。ここでは人間らしさのモデルを再提示することがもっとも大切である。近代社会はこれまで「必然性」「確実性」「完全性」「合理性」などの諸価値のみを重視してきた。こうした価値観は、テクノロジーの進歩と相まって人類の幸福増進に少なからず寄与してきた。そしてこの影響のもとにこれまで合理的人間像が追求され、統一的なパラダイムが形成されてきた。しかし今日、このような人間像に対して反省が促されている。完全で合理的であることが必ずしも人間の幸福に繋がらないとの懸念から、「偶然性」「不確実性」「不完全性」「自然性」などの諸価値が見なおされている。クローン人間や遺伝子改造をめぐる議論においては、こうした価値観は逆の意味で重要である。求められるべきは、このような諸価値を含む人間像を再構築し、ここから「人間的善」すなわち人間の幸福を創出することである。そうしなければクローン人間や人間改造に対して明確な答えは与えられないにちがいない。

5. おわりに

以上のことから明らかなように、人間の尊厳を楯にとってテクノロジーに反対することはできないし非現実的でもある。テクノロジーの利用は「人間的善」に欠かせない。しかし同時にテクノロジーの過度の利用は害悪にもなりうる。テクノロジーの利用が「人間的善」を越えて無限に広がる場合には、人間の自己同一性が失われ、結果的に「人間的善」が損なわれる危険性がある。それゆえ人間の自然性を必要以上に変えないこと、人間改造を治癒目的に限定すること、などが求められる。そうすることは、支配のテクノロジーから奉仕のテクノロジーへの転換を可能にし、ひいては人間の尊厳の地平を保証することにもなる。

註

1) Vgl. Kurt Bayertz, Die Idee der Menschenwürde: Probleme und Paradoxien. In: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Vol.81, H.4, 1995, S.465f.. L. ジープ / 山内廣隆 / 松井富美男監修 『ドイツ応用倫理学の現在』 ナカニシヤ出版 2002年、150-152頁参照。

2) 松井富美男「ヒト胚の取り扱いと人間の尊厳」『広島大学大学院文学研究科論集』第

62 巻 2002 年、30-32 頁参照。

3) 新村出編『広辞苑』(第三版) 岩波書店 1983 年、1430 頁参照。

4) 1990.12.15 放映「NHK スペシャル・脳死」参照。

5) Cf. Kurt Bayertz (ed.), *Sanctity of Life and Human Dignity*, Kluwer Academic Publishers, 1996, Introduction xvii.

6) sanctity of life を「生命の尊厳」と訳すことに問題がないわけではない。sanctity を「尊さ」や「神聖」と訳せば dignity との区別も明快になり、混乱も避けられる。だがその場合には日本語の区別立てが先行し、逆に両概念の同根性が失われる可能性もある。ここでは sanctity と dignity が使用される文脈がいかに異なるかを理解することが重要である。

7) Vgl. Wilhelm Korf, Lutwin Beck, und Paul Mikat(Hg.), *Lexikon der Bioethik*, Gütersloh, 2000, S.683-S.688. Jürgen Mittelstraß(Hg.), *Enzyklopädie Philosophie und Wissenschaftstheorie Bd.4*, S.784fff..

8) Vgl. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Felix Meiner Verlag, 1965, S.50ff..

9) 「ヒト胚」を例にとりながら、人間の尊厳と功利主義が矛盾することなく両立可能なことを拙著で論証しているのので、詳細はそちらに譲る。「ヒト胚の取り扱いと人間の尊厳」36-39 頁参照。

人間の尊厳とは何か
- 差異化と水平化の二重機能 -

広島大学大学院文学研究科
松井 富美男

What Is Human Dignity?
- A Double Function of Differentiation and Leveling -

Graduate School of Letters, Hiroshima University
Fumio Matsui

キーワード (key words)

人間の尊厳 (human dignity) 生命の尊厳 (sanctity of life) 道具化禁令 (decree prohibiting instrumentalization) クローン人間 (a cloned man) 人間的善 (the good of man)

要旨

「人間の尊厳」の語はひんぱんに使用されるわりには概してあいまいである。人間の尊厳があいまいなのは人間の概念があいまいだからである。にもかかわらず、人間の尊厳は歴史的体験性に裏づけられた、まさにドイツ的な了解概念であって、それ自身がさらなる根拠を必

要としないのは明らかである。ここでは人間の尊厳は以下のように規定される。第一には、人間は「神の似姿」として創造されたというキリスト教的言説をもとにすれば、人間の尊厳は少なくとも「差異化」と「水平化」の二重機能を有する。第二には、人間の尊厳はその文脈に応じて「生」にかかわるだけでなく「死」にもかかわる。人間の尊厳はこの点で生命の尊厳から明確に区別される。第三には、人間の尊厳は道具化禁令として、すなわちカントの人間性の定言命法として定式化される。しかしこの原理をもってしても育成目的のクローン人間を阻止することはできないであろう。このような場合には、「偶然性」「不確実性」「不完全性」「自然性」などの諸要素を加えて人間像を再構築し、新たに「人間的善」を追求する必要がある。

Though the term of “human dignity” is very often used, it is ambiguous on the whole. The ambiguousness of human dignity is due to that of the concept of a human being. Nevertheless, it is certain that human dignity is the very German understanding concept supported by historical experience and doesn't need any more grounds for itself. The concept of human dignity is prescribed here in the following manner. First, it has at least a double function of “differentiation” and “leveling” on the basis of a Christian statement that man be created as “imago dei”. Secondly, it can have relations not only to “life” but to “death” owing to its context. It is quite different from sanctity of life in this respect. Thirdly, it is formulated as a decree prohibiting instrumentalization, that is, Kant's categorical imperative of humanity. But this principle could not prevent people from making a cloned man for the purpose of bringing him/her up. In such a case, we need to reconstruct an image of man by adding elements of “contingency”, “uncertainty”, “incompleteness”, and “naturalness” etc. and seek “the good of man” over again.